



生衛第333-2号  
令和2年8月25日

各水道行政担当部（課）長 様

埼玉県保健医療部生活衛生課長  
（公印省略）

#### 簡易専用水道施設への雨水混入について（通知）

今般、県内の簡易専用水道施設において、施設内配管の誤接合により、長年にわたって飲用の蛇口に中水（雨水の再利用水）が供給されていた事案が判明しました。給水装置への誤接合は、汚染された水道水による健康被害の発生など重大な事故につながる恐れがあるため、下記事項に留意し、誤接合防止の徹底に努めるようお願いいたします。

#### 記

中水等の雑用水を使用する施設等の管理者に対し、誤接合により給水装置へ中水等が混入する危険性について注意喚起するとともに、以下の点について周知する。

- 給水装置に給水装置以外の設備を直接連結してはならないこと。
- 給水装置の改造は、水道事業者への届出が必要であること。
- 給水装置の工事は、指定給水装置工事事業者により適切に行われなければならないこと。

#### <参考>

平成29年9月15日付薬生水発0915第5号厚生労働省医薬・生活衛生局通知  
「給水装置工事における誤接合防止の徹底について」



薬生水発0915第5号  
平成29年9月15日

各 { 都道府県  
市  
特別区 } 水道行政担当部（局） 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
(公 印 省 略)

### 給水装置工事における誤接合防止の徹底について

給水装置工事における誤接合の防止については、平成14年12月6日健水発第1206001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」等により、対応をお願いしてきたところである。

本年9月10日、東京都の下水道施設において、下水の三次処理水が配水管内に逆流し、周辺の住宅の給水栓から臭気のある水が流れ出るという事故が発生した。原因を調査した結果、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第2項の規定による指定給水装置工事事業者でない者により、三次処理水配管を給水管に直結する工事が平成24年に無届けで行われていたことが判明した。

給水装置への誤接合は、逆流による水道水の汚染を引き起こし、汚染された水道水による健康被害の発生など重大な事故につながる恐れがあるため、今般の事故を踏まえ、下記事項に留意し、適切な対応をお願いする。

なお、厚生労働大臣認可の水道事業者には、別途通知していることを申し添える。貴職においても、貴管下の水道事業者に対する周知をお願いする。

### 記

貴管内において雑用水を使用する施設等の管理者に対し、給水装置への誤接合による危険性について注意喚起するとともに、以下の点について、周知徹底を図ること。

給水装置に給水装置以外の設備を直接連結してはならないこと。

給水装置の改造は、水道事業者への届出が必要であること。

給水装置工事は、水道法第16条の2第1項の指定を有する、当該工事の施行に係る資質の担保された指定給水装置工事事業者により適切に行われなければならないこと。